

電子契約に関するよくある質問

No.	質問事項	回答
1	電子契約とはどういうものですか？	<p>契約締結から契約書管理まで可能なクラウド型の電子契約サービスです。</p> <p>契約書をアップロードし、亀岡市側の承認、相手方が承認するだけで契約を結ぶことができます。</p> <p>記名・押印の代わりに、電子署名を施すことにより書類の有効性を担保します。</p> <p>事業者の手続きやシステム利用に係る費用負担はありません。</p>
2	事業者には、どのようなメリットがありますか？	<p>契約書の作成に係る事務が軽減されます。収入印紙が不要です。</p> <p>電子メールでやり取りするため、郵送料がかからず、持参の必要はありません。</p>
3	料金はかかりますか？	事業者の手続きやシステム利用に係る費用負担はありません。
4	電子契約ができない契約は何ですか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等の規定により書面の契約書が必須となる契約</li> <li>・その他電子契約によることが適当でないと思われる契約</li> </ul>
5	スマートフォンは使えますか？	利用可能です。
6	印鑑は不要ですか？	電子契約の場合、押印は不要です。
7	電子契約には押印がないので、契約していないPDFデータと区別はつくのですか？	<p>電子契約締結後のPDFデータには1枚目左下に書類IDが記載され、区別できます。</p> <p>電子契約書のプリントアウトを行う場合は必ず書類IDがあるものにしてください。</p>
8	電子契約利用申出書とはどんなものですか？	<p>電子契約を行う際に、事業者側から提出される申出書です。</p> <p>電子契約を行うことに対する承諾やメールアドレスの確認の意味があります。</p>
9	実施要綱の電子契約利用申出書は契約案件ごとに必要ですか？どのタイミングで提出するのですか？	<p>電子契約利用申出書は契約案件ごとに必要です。</p> <p>落札(採用)決定のタイミングで市担当者から電子契約を行うか確認されますので、その後、提出してください。</p>
10	電子契約利用申出書は押印が必要ですか？	<p>事業者側から提出する申出ということですので、押印レスとしています。</p> <p>氏名やメールアドレスなどについては、正確に記入してください。</p>
11	紙の契約書はなくなりますか？	<p>事業者が紙の契約書を希望される場合、これまでどおり紙の契約書で契約することも可能です。</p> <p>印紙税についても、これまでどおりかかります。</p>